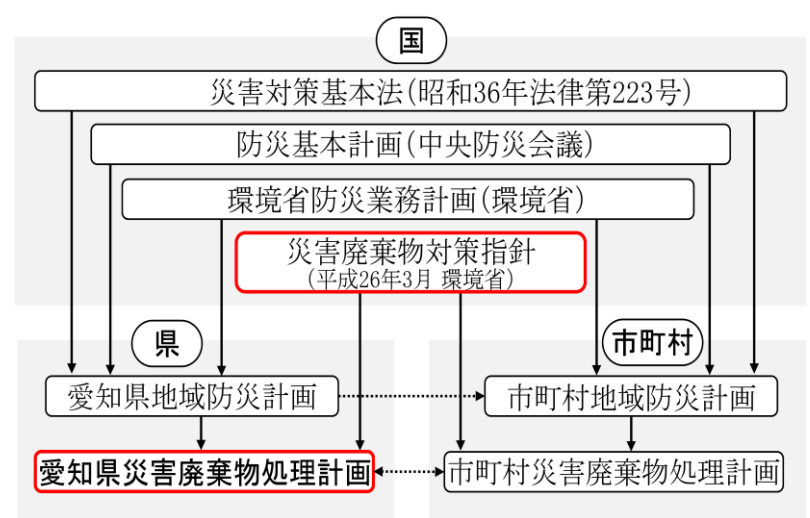


愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月31日策定）の概要について

総則

1 計画策定の趣旨
 本県における災害発生後の早期復旧・復興を果すべく、あらかじめ災害が発生した際の廃棄物の迅速かつ適正な処理に資するための計画を定める。

2 計画の位置付け
 本計画は、環境省の指針を踏まえ、愛知県地域防災計画と整合を図りつつ、想定される災害を基にして、発災前の業務、発災後の応急対策、復旧・復興対策等に必要な事項について、本県及び県内市町村等における災害廃棄物対策の基本的な考え方や方向性をとりまとめたもの



3 対象とする災害等
 ○地震災害、風水害、その他自然災害を対象
 ○被害想定は、本県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定である、南海トラフ地震の「過去地震最大モデル※」
 ※南海トラフで発生したことが明らかで規模の大きい5地震を重ね合わせたモデル

〔廃棄物の種類〕

被災者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ、避難所ごみ、し尿
災害によって発生する廃棄物等	可燃物、不燃物、木くず、コンクリートがら、金属くず、処理困難な廃棄物※、津波堆積物

※有害廃棄物、腐敗性廃棄物、廃家電、廃自動車、廃船舶等

4 本県の特徴と災害廃棄物処理の基本方針
 【本県の特徴】

- ・30年以内にM8以上の地震が起きる確率は70%程度
- ・三大都市圏の一つである中京圏の中核を成し、人口規模は全国4位、製造品出荷額等が38年連続で全国一の産業県
- ・濃尾平野の西部にはゼロメートル地帯も広がる

- ・南海トラフ地震では、大都市である名古屋市等での家屋等の倒壊や沿岸部での津波による被害が大きい
- ・災害廃棄物は、通常時のごみの約10年分という大量かつ、処理困難物を含む様々な種類のものが発生

【災害廃棄物処理に係る基本方針】

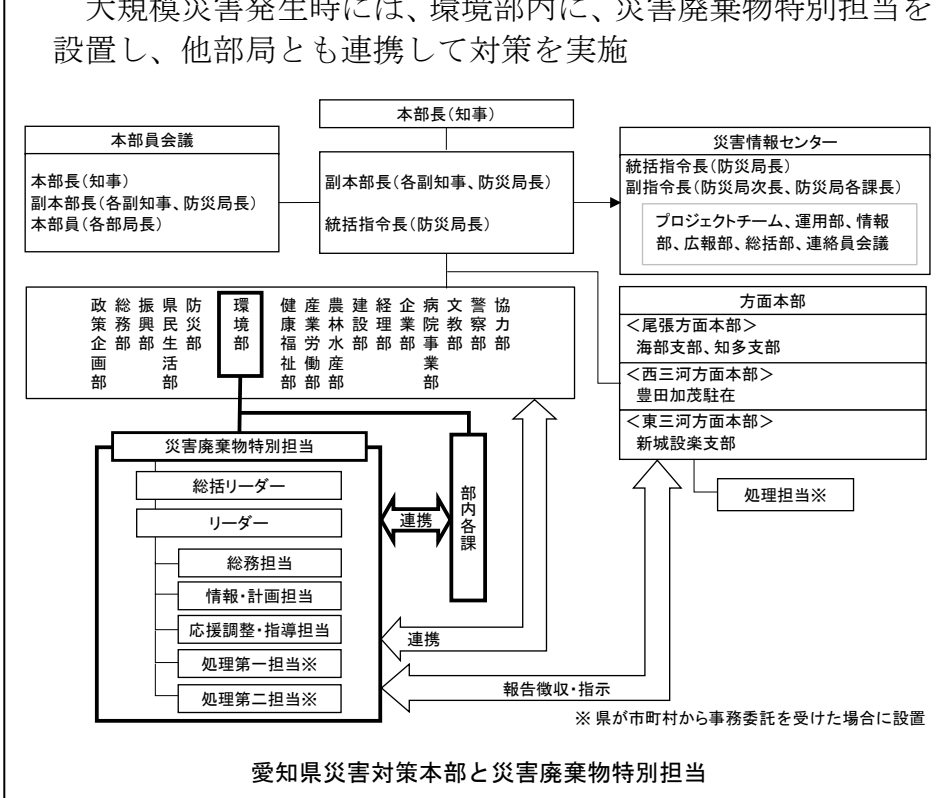
- ◆**県内の市町村による連携**
 内陸部と沿岸部の市町村が連携した地域ブロック（尾張・西三河・東三河）により速やかな処理の実施
- ◆**分別・選別の徹底及び再資源化の促進**
 大量の廃棄物に対し、発生段階から分別、仮置場での選別・再資源化による最終処分量の低減
- ◆**民間事業者との連携**
 様々な種類の廃棄物を、民間事業者の力を最大限活用して、迅速かつ適正な処理を実施

5 処理主体・県の役割

【処理主体】
 災害廃棄物は一般廃棄物であり、市町村が一義的な処理主体となる。

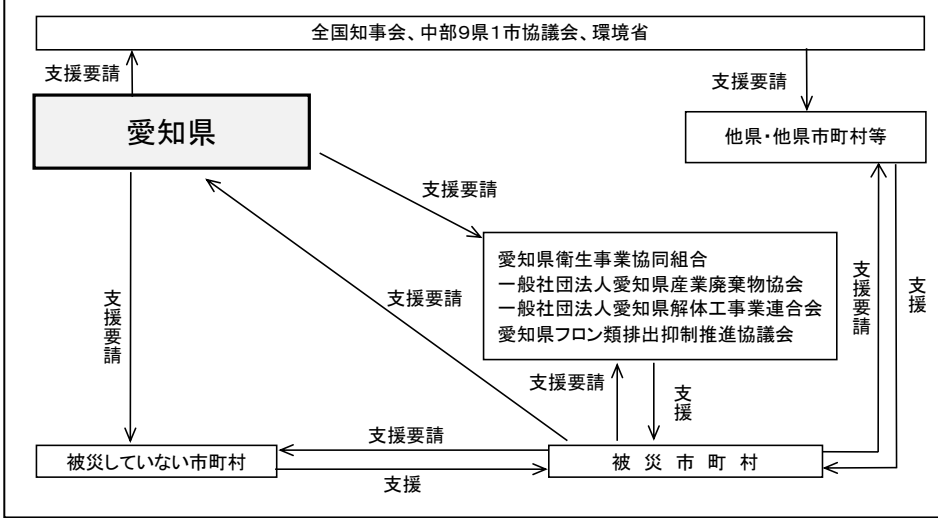
【県の役割】
 市町村への廃棄物処理の技術的支援とともに、市町村間・民間事業者・他県・国との連携体制を整備する。
 甚大な被害を受けた市町村が、自らのみでは災害廃棄物の処理が困難な場合には、地方自治法に基づき、県は市町村から事務の一部を受託し、県が災害廃棄物の処理を行う。

6 組織体制・指揮命令系統
 大規模災害発生時には、環境部内に、災害廃棄物特別担当を設置し、他部局とも連携して対策を実施



7 協力支援体制

県は、市町村及び廃棄物関係団体等と災害時の応援協定を締結しており、被災市町村からの要請に応じて、相互調整し支援を行う。新たに建設関係団体との協定等により連携を図る。
 また、県外自治体への応援要請については、全国知事会や中部9県1市協議会、また環境省を通じて、他県に対して要請を行う。



災害廃棄物処理対策

1 被災者の生活に伴う廃棄物（ごみ・し尿）

ア ごみ

〔推計発生量〕

	発災前	発災1週間後
生活ごみ	5,700 t/日	5,100 t/日
避難所ごみ	—	600 t/日
合計	5,700 t/日	5,700 t/日

〔処理対策〕

- 被災者の避難所への移動、避難所からの容器包装廃棄物・家庭からの粗大ごみの排出増加等に備え、市町村は災害時の収集体制の組み直し、収集車両が不足する場合の依頼先について、事前に整理
- 発災3～4日後には、避難所ごみの収集を開始

イ し尿

〔推計発生量〕

	発災前	発災1週間後
汲み取りし尿	360 k1/日	4,800 k1/日

〔処理対策〕

- 市町村は、仮設トイレからの収集に対応するため、通常時に浄化槽汚泥を収集するバキュームカーの協力が得られるよう、事前に調整
- 発災の翌日には、し尿の収集を開始
- 発災後1カ月程度は、浄化槽汚泥の収集より、し尿収集を優先する
(発災1週間後のし尿を収集するには、136～419台※のバキュームカーが必要。現在、し尿収集車両は約70台、浄化槽汚泥収集車両は582台)
※仮設トイレの設置状況等により変動

2 災害によって発生する廃棄物等

〔推計発生量〕

- 本県のごみ総排出量の約10年分という多量の災害廃棄物等が発生

単位：万トン

	災害廃棄物	津波堆積物	合計
尾張地域	1,272	373	1,645
西三河地域	471	168	639
東三河地域	319	106	425
県合計	2,062	647	2,709

〔仮置場〕

- 市町村は、災害廃棄物を保管・処理するための仮置場の必要面積(338～380ha)に対して、6～7割の229haの候補地を確保
- 今後、仮設住宅用地等の他の用途と調整しつつ、オープンスペースの事前確保を進める

〔処理期間〕

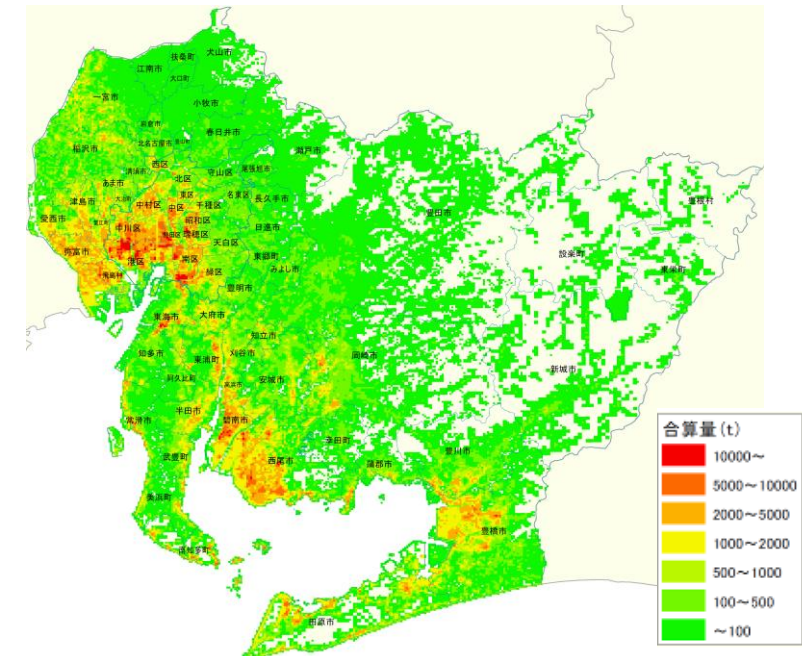
- 概ね1年以内に仮置場へ撤去し、概ね3年以内に処理を完了

〔既存処理施設の活用、リサイクルの推進〕

- 既存の廃棄物処理施設を最大限活用し、可燃物の約6割、不燃物の約7割を処理
- 選別・再資源化を徹底し、発生量(2,709万t)の約8割(2,117万トン)をリサイクル
- 上記のほか、仮設焼却炉による処理、県外広域処理等を実施

〔処理困難物対策〕

- 有害廃棄物、腐敗性廃棄物、廃家電、廃自動車、廃船舶等の処理困難物が発生
- 発災前に、PCB廃棄物の処理や建物内のアスベストの対策を促進するとともに、専門業者による処理体制を構築
- 発災後は、PCB廃棄物やアスベストのほか腐敗性廃棄物など、生活環境への影響等が大きいものについて優先的な回収を行いつつ、適正処理を実施



3 地域ブロックによる連携

〔連携の流れ〕

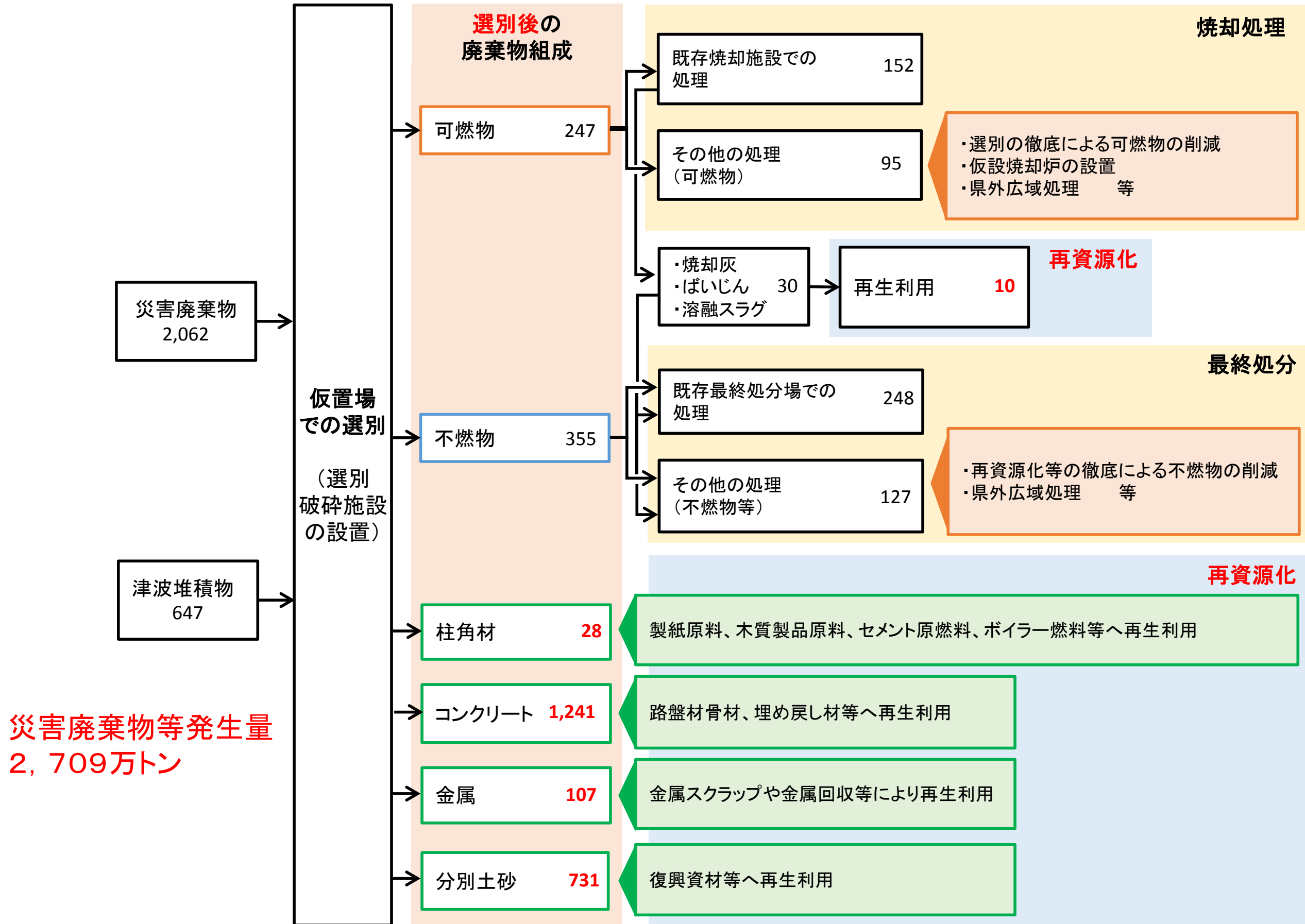
- ① まず、被災市町村の自助努力をベースに、愛知県ごみ焼却処理広域化計画に基づく13の広域化ブロック内での連携を推進
- ② 次に、必要に応じて尾張、西三河、東三河の3つの地域ブロックごとに連携を拡大
- ③ さらに、地域ブロック間における協力や県外との広域による連携を検討・展開

4 計画の推進

- 【計画の推進】市町村における災害廃棄物処理計画の策定や広域的な連携について技術的支援
- 【人材育成】被災自治体の職員や専門家による研修を実施し、災害廃棄物対策を担う人材を育成
- 【訓練】関係機関や団体との連絡体制の確認、発災後の被害を想定した実践的な訓練を実施

災害廃棄物の処理フロー

単位: 万トン



3 再資源化量: 2,117万トン、リサイクル率: 約8割